

公益社団法人川口青年会議所 特定資産等取扱規程

施行 2024.07.16

第1章 目的

第1条 この規定は、本会議所の特定資産等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 定義

第2条 この規定において、特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産をいう。

第3章 特定資産の保有

第3条 本会議所は、特定資産を保有することができる。

第4章 特定資産の保有に係わる理事会承認手続き

第4条 本会議所が前章の特定資産を保有しようとするときは、理事長はその名称、目的、将来の特定の活動内容、計画期間、活動の実施予定期間、積み立て限度額、管理・運営方法及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。

第5章 特定資産の区分等

第5条 前章の特定資産には、貸借対照表及び財産目録にて目的を示した名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。

2 前項の資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩を行う場合には、理事長は、取崩が必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積み立て限度額及び積立期間等の計画の変更についても同様とする。

第6章 特定資産の管理・運用

第6条 特定資産等の管理責任者は、理事長とする。

第7章 改廃

第7条 この規定の改廃は、理事会において行う。

第 8 章 細則

第 8 条 この規定の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。